○法務省令第四十一号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三十一条第五項及び第三十二条第三項の規定に基づき、地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月六日

法務大臣　小泉　龍司

地方出入国在留管理局組織規則の一部を改正する省令

地方出入国在留管理局組織規則（平成三十一年法務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十六　略］ 十七　難民の認定及び補完的保護対象者の認定並びに難民の認定の取消し及び補完的保護対象者の認定の取消しに関すること。 ［十八～二十四　略］ 二十五　難民の認定をしない処分及び補完的保護対象者の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為及び補完的保護対象者の認定の申請に係る不作為並びに難民の認定の取消し及び補完的保護対象者の認定の取消しについての審査請求（以下単に「審査請求」という。）に関すること。 ［二十六～二十九　略］ 三十　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する情報の管理に関すること（次条第一項第十三号に掲げる事務を除く。）。 ［三十一・三十二　略］ 2　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。	（首席審査官の職務） **第七条**　首席審査官は、次に掲げる事務をつかさどる。 ［一～十六　同上］ 十七　難民の認定及び難民の認定の取消しに関すること。 ［十八～二十四　同上］ 二十五　難民の認定をしない処分、難民の認定の申請に係る不作為及び難民の認定の取消しについての審査請求（以下単に「審査請求」という。）に関すること。 ［二十六～二十九　同上］ 三十　出入国及び外国人の在留の管理並びに難民の認定に関する情報の管理に関すること（次条第一項第十三号に掲げる事務を除く。）。 ［三十一・三十二　同上］ 2　仙台出入国在留管理局、東京出入国在留管理局、名古屋出入国在留管理局、大阪出入国在留管理局、広島出入国在留管理局及び福岡出入国在留管理局に置かれる首席審査官の担当区分及び前項に規定する事務の分担は、それぞれ次の表のとおりとする。

局の名称	担当区分	分担事務
［略］	［略］	［略］
東京出入国在留管理局	難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
［略］	［略］	［略］
名古屋出入国在留管理局	［略］	難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定及び補完的保護対象者の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
［略］		

局の名称	担当区分	分担事務
［同上］	［同上］	［同上］
東京出入国在留管理局	難民調査第一担当及び難民調査第二担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
［同上］	［同上］	［同上］
名古屋出入国在留管理局	［同上］	難民調査担当	前項第十六号、第十七号及び第十九号に掲げる事務並びに難民の認定に関する同項第一号、第五号、第七号、第九号、第十八号及び第三十二号に掲げる事務
［同上］		